総 務 委 員 会 資 料
平成 31 年 2 月 1 日提出

# 入札制度について

平成 30 年度　工事契約落札率別内訳表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P1

平成 30 年度　条件付き一般競争入札実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2～4

平成 30 年度　変動型最低制限価格方式による入札実施状況　・・・・・・・・・・・・　P5

総 務 部　　契 約 課

# 平成30年度　工事契約落札率別内訳表（平成30年12月31日現在）

（設計金額130万円超）

総務委員会資料
平成31年2月1日提出

| 落札率（%） | 件数 | 契約金額総額（円） |
|---|---|---|
| ７０未満 | 0 | 0 |
| ７０以上８０未満 | 0 | 0 |
| ８０以上９０未満 | 71 | 1,318,237,760 |
| ９０以上９３未満 | 5 | 115,938,000 |
| ９３以上９５未満 | 36 | 588,998,520 |
| ９５以上９７未満 | 5 | 36,670,320 |
| ９７以上９９未満 | 1 | 8,154,000 |
| ９９以上９９．３未満 | 1 | 354,240,000 |
| ９９．３以上９９．６未満 | 0 | 0 |
| ９９．６以上 | 1 | 16,308,000 |
| 合　　計 | 120 | 2,438,546,600 |
| 平均落札率 | 90.38% | |

※随意契約を除く。
※災害復旧工事を除く。
※小数点第三位以下切捨て。

# 平成30年度　条件付き一般競争入札実施状況（平成30年12月31日現在）

総務委員会資料
平成31年2月1日提出

| 番号 | 工事名 | 工種<br>等級等 | 予定価格<br>（税抜き） | 最低制限価格<br>（税抜き） | 低入札調査<br>基準価格<br>（税抜き） | 失格基準価格<br>（税抜き） | 落札額<br>（税抜き） | 落札率<br>% | 申請者数 | 応札者数 | 最低制限価格<br>応札者数 | 入札日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 氷屋納骨堂スロープ工事 | 土木Ⅳ | 2,168,000 | 1,901,000 | — | — | 1,901,000 | 87.68% | 22 | 22 | 22 | 30.5.22 |
| 2 | 大分小学校大規模改造（その1）工事 | 建築Ⅰ | 138,882,000 | 124,993,000 | — | — | 124,993,000 | 89.99% | 16 | 16 | 16 | 30.5.22 |
| 3 | 若菜小学校大規模改造（その3）工事 | 建築Ⅰ | 137,845,000 | 124,060,000 | — | — | 124,060,000 | 89.99% | 16 | 15<br>（落除き1） | 14 | 30.5.22 |
| 4 | 大坪住宅跡地道路改良工事 | 土木Ⅳ | 6,116,000 | 5,374,000 | — | — | 5,374,000 | 87.86% | 25 | 24<br>（失格1） | 24 | 30.5.29 |
| 5 | 牟田集会所外壁改修工事 | 建築Ⅲ | 3,030,000 | 2,689,000 | — | — | 2,689,000 | 88.74% | 5 | 5 | 5 | 30.6.5 |
| 6 | 本庁来庁者駐車場整備（駐輪場）工事 | 建築Ⅱ<br>建築Ⅲ | 9,183,000 | 8,628,000 | — | — | 8,632,000 | 93.99% | 14 | 11<br>（辞退3） | 変動型 | 30.6.12 |
| 7 | 長楽寺団地公営住宅外構（1工区）工事 | 土木Ⅲ | 17,296,000 | 14,857,000 | — | — | 14,857,000 | 85.89% | 22 | 21<br>（失格1） | 21 | 30.6.19 |
| 8 | 長楽寺団地公営住宅外構（2工区）工事 | 土木Ⅲ | 12,489,000 | 10,691,000 | — | — | 10,691,000 | 85.60% | 22 | 20<br>（辞退1）<br>（落除き1） | 20 | 30.6.19 |
| 9 | サンビレッジ茜セントラルロッジ1号館ウッドデッキ改修工事 | 建築Ⅲ | 2,093,000 | 1,852,000 | — | — | 1,852,000 | 88.48% | 5 | 5 | 5 | 30.6.19 |
| 10 | 飯塚立体駐車場改修（Ⅱ期）工事 | 建築Ⅱ | 42,323,000 | 37,976,000 | — | — | 37,976,000 | 89.72% | 8 | 8 | 8 | 30.7.18 |
| 11 | 飯塚市消防団筑穂方面隊第1分団第6部氷屋ホース乾燥台改修工事 | 建築Ⅲ | 3,040,000 | 2,678,000 | — | — | 2,678,000 | 88.09% | 4 | 3<br>（辞退1） | 3 | 30.7.24 |
| 12 | 穂波体育館アリーナネット整備工事 | 建築Ⅲ | 2,285,000 | 2,026,000 | — | — | 2,026,000 | 88.66% | 5 | 5 | 4 | 30.8.7 |
| 13 | 椋本児童館建設工事 | 建築Ⅰ | 103,168,000 | 92,851,000 | — | — | 92,851,000 | 89.99% | 13 | 12<br>（失格1） | 12 | 30.8.21 |
| 14 | 立岩会館（トイレ）改修工事 | 建築Ⅱ<br>建築Ⅲ | 9,258,000 | 8,701,000 | — | — | 8,701,000 | 93.98% | 7 | 7 | 変動型 | 30.8.21 |
| 15 | 立岩交流センター建設工事 | 建築<br>（市外） | 331,153,000 | — | 298,037,000 | 280,287,000 | 328,000,000 | 99.04% | 4 | 2<br>（辞退1）<br>（失格1） | — | 30.9.4 |

# 平成30年度　条件付き一般競争入札実施状況（平成30年12月31日現在）

総務委員会資料
平成31年2月1日提出

| 番号 | 工事名 | 工種<br>等級等 | 予定価格<br>（税抜き） | 最低制限価格<br>（税抜き） | 低入札調査<br>基準価格<br>（税抜き） | 失格基準価格<br>（税抜き） | 落札額<br>（税抜き） | 落札率<br>% | 申請者数 | 応札者数 | 最低制限価格<br>応札者数 | 入札日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 徳前地区水路改修工事 | 土木Ⅲ | 17,299,000 | 15,276,000 | — | — | 15,276,000 | 88.30% | 15 | 14<br>（辞退1） | 14 | 30.9.4 |
| 17 | 庄内元吉第2集会所改修工事 | 建築Ⅱ | 12,859,000 | 11,477,000 | — | — | 11,477,000 | 89.25% | 8 | 8 | 8 | 30.9.4 |
| 18 | 中三集会所改修工事 | 建築Ⅲ | 7,315,000 | 6,499,000 | — | — | 6,499,000 | 88.84% | 2 | 2 | 2 | 30.9.4 |
| 19 | 蓮台寺川河川改修工事 | 土木Ⅱ | 54,623,000 | 48,636,000 | — | — | 48,636,000 | 89.03% | 17 | 16<br>（辞退1） | 16 | 30.9.11 |
| 20 | 公用車駐車場整備外構工事 | 土木Ⅳ | 3,940,000 | 3,441,000 | — | — | 3,441,000 | 87.33% | 24 | 21<br>（辞退2）<br>（失格1） | 21 | 30.9.11 |
| 21 | 立岩地区浸水対策（カルバート設置）工事 | 土木Ⅳ | 2,620,000 | 2,280,000 | — | — | 2,280,000 | 87.02% | 22 | 22 | 22 | 30.9.26 |
| 22 | 水江雨水幹線水路改修（5工区）工事 | 土木Ⅱ<br>土木Ⅲ | 37,087,000 | 31,560,000 | — | — | 31,561,000 | 85.09% | 36 | 32<br>（辞退4） | 変動型 | 30.10.2 |
| 23 | 伊岐須橋補修工事 | 土木Ⅱ<br>土木Ⅲ | 29,839,000 | 25,387,000 | — | — | 25,387,000 | 85.07% | 35 | 31<br>（落除き1）<br>（辞退3） | 変動型 | 30.10.2 |
| 24 | 姿ため池しゅんせつ工事 | 土木Ⅲ | 27,300,000 | 23,734,000 | — | — | 23,734,000 | 86.93% | 21 | 21 | 21 | 30.10.2 |
| 25 | 吉ヶ谷ため池護岸改良工事 | 土木Ⅲ | 24,410,000 | 21,212,000 | — | — | 21,212,000 | 86.89% | 21 | 19<br>（落除き1）<br>（辞退1） | 19 | 30.10.2 |
| 26 | 大井手井堰改良工事 | 土木Ⅲ | 20,990,000 | 18,189,000 | — | — | 18,189,000 | 86.65% | 18 | 17<br>（落除き1） | 17 | 30.10.2 |
| 27 | 内住村の下橋補修工事 | 土木Ⅲ<br>土木Ⅳ | 10,677,000 | 9,091,000 | — | — | 9,094,000 | 85.17% | 33 | 31<br>（落除き2） | 変動型 | 30.10.2 |
| 28 | 筑穂ふれあい交流センター整備（その3）工事 | 建築Ⅱ | 31,228,000 | 27,942,000 | — | — | 27,942,000 | 89.47% | 12 | 12 | 12 | 30.10.16 |
| 29 | 穂波B＆G海洋センターアリーナ床研磨改修工事 | 建築Ⅲ | 4,883,000 | 4,331,000 | — | — | 4,331,000 | 88.69% | 5 | 4<br>（失格1） | 4 | 30.10.23 |
| 30 | 屋外テニスコート観覧スタンド整備工事 | 建築Ⅱ | 46,271,000 | 41,643,000 | — | — | 41,643,000 | 89.99% | 10 | 9<br>（辞退1） | 9 | 30.10.30 |
| 31 | 公用車車庫建設（その1）工事 | 建築Ⅱ | 23,127,000 | 20,786,000 | — | — | 20,786,000 | 89.87% | 9 | 7<br>（落除き1）<br>（辞退1） | 7 | 30.10.30 |

# 平成30年度　条件付き一般競争入札実施状況（平成30年12月31日現在）

総務委員会資料
平成31年2月1日提出

| 番号 | 工事名 | 工種<br>等級等 | 予定価格<br>（税抜き） | 最低制限価格<br>（税抜き） | 低入札調査<br>基準価格<br>（税抜き） | 失格基準価格<br>（税抜き） | 落札額<br>（税抜き） | 落札率<br>% | 申請者数 | 応札者数 | 最低制限価格<br>応札者数 | 入札日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 32 | 公用車車庫建設（その2）工事 | 建築Ⅱ | 22,890,000 | 20,399,000 | — | — | 20,399,000 | 89.11% | 9 | 6<br>（落除き2）<br>（辞退1） | 6 | 30.10.30 |
| 33 | 日除けシェルター整備工事 | 建築Ⅱ<br>建築Ⅲ | 7,843,000 | 7,393,000 | — | — | 7,405,000 | 94.41% | 9 | 5<br>（落除き3）<br>（辞退1） | 変動型 | 30.10.30 |
| 34 | 下三緒排水ポンプ場新設（その1)工事 | 土木Ⅱ<br>土木Ⅲ | 39,293,000 | 33,456,000 | — | — | 33,471,000 | 85.18% | 29 | 24<br>（落除き1）<br>（辞退4） | 変動型 | 30.11.6 |
| 35 | 筑前大分駅周辺整備工事 | 土木Ⅲ | 16,345,000 | 14,355,000 | — | — | 14,355,000 | 87.82% | 16 | 14<br>（落除き1）<br>（失格1） | 14 | 30.11.6 |
| 36 | 職員駐車場整備造成工事 | 土木Ⅲ<br>土木Ⅳ | 9,729,000 | 8,277,000 | — | — | 8,277,000 | 85.07% | 29 | 27<br>（落除き2） | 変動型 | 30.11.6 |
| 37 | かいた中央公園トイレ整備工事 | 建築Ⅱ | 12,864,000 | 11,527,000 | — | — | 11,527,000 | 89.60% | 6 | 4<br>（落除き2） | 4 | 30.11.6 |
| 38 | 大日寺川管理道路修繕工事 | 土木Ⅳ | 4,541,000 | 3,963,000 | — | — | 3,963,000 | 87.27% | 16 | 16 | 16 | 30.11.27 |
| 39 | 大分小学校内部改修(その1)工事 | 建築Ⅱ | 14,977,000 | 13,398,000 | — | — | 13,398,000 | 89.45% | 3 | 3 | 3 | 30.11.27 |
| 40 | 桜ケ丘団地下水道改良工事 | 土木Ⅳ | 5,794,000 | 5,057,000 | — | — | 5,057,000 | 87.27% | 14 | 12<br>（落除き1）<br>（辞退1） | 12 | 30.12.11 |
| 平　　均 | | | | | | | | 88.66% | 15.17 | 13.85 | 12.29 | |

※　災害復旧工事を除く。
※　最低制限価格応札者数の平均は、変動型最低制限価格対象工事を除いたもの。
※　変動型最低制限価格を下回ったことによる失格については、応札者数の失格には加えない。

# 平成30年度　変動型最低制限価格方式による入札実施状況（平成30年12月31日現在）

総務委員会資料
平成31年2月1日提出

| 番号 | 工事名 | 工種<br>等級等 | 予定価格<br>（税抜き） | 変動型<br>最低制限価格<br>（税抜き） | 落札額<br>（税抜き） | 落札率<br>% | 申請者数 | 応札者数 | 最低制限価格を<br>下回った<br>失格者数 | 入札日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 本庁来庁者駐車場整備（駐輪場）工事 | 建築Ⅱ<br>建築Ⅲ | 9,183,000 | 8,628,000 | 8,632,000 | 93.99% | 14 | 11<br>（辞退3） | 3 | 30.6.12 |
| 2 | 立岩会館（トイレ）改修工事 | 建築Ⅱ<br>建築Ⅲ | 9,258,000 | 8,701,000 | 8,701,000 | 93.98% | 7 | 7 | 2 | 30.8.21 |
| 3 | 水江雨水幹線水路改修（5工区）工事 | 土木Ⅱ<br>土木Ⅲ | 37,087,000 | 31,560,000 | 31,561,000 | 85.09% | 36 | 32<br>（辞退4） | 12 | 30.10.2 |
| 4 | 伊岐須橋補修工事 | 土木Ⅱ<br>土木Ⅲ | 29,839,000 | 25,387,000 | 25,387,000 | 85.07% | 35 | 31<br>（落除き1）<br>（辞退3） | 10 | 30.10.2 |
| 5 | 内住村の下橋補修工事 | 土木Ⅲ<br>土木Ⅳ | 10,677,000 | 9,091,000 | 9,094,000 | 85.17% | 33 | 31<br>（落除き2） | 11 | 30.10.2 |
| 6 | 日除けシェルター整備工事 | 建築Ⅱ<br>建築Ⅲ | 7,843,000 | 7,393,000 | 7,405,000 | 94.41% | 9 | 5<br>（落除き3）<br>（辞退1） | 3 | 30.10.30 |
| 7 | 下三緒排水ポンプ場新設（その1）工事 | 土木Ⅱ<br>土木Ⅲ | 39,293,000 | 33,456,000 | 33,471,000 | 85.18% | 29 | 24<br>（落除き1）<br>（辞退4） | 11 | 30.11.6 |
| 8 | 職員駐車場整備造成工事 | 土木Ⅲ<br>土木Ⅳ | 9,729,000 | 8,277,000 | 8,277,000 | 85.07% | 29 | 27<br>（落除き2） | 6 | 30.11.6 |
| 平　　均 | | | | | | 88.49% | 24.00 | 21.00 | 7.25 | |

※　災害復旧工事を除く。

※　小数点第三位以下切捨て。

※　落札率は、落札額を予定価格で除したもの。

総 務 委 員 会 資 料
平成 31 年 2 月 1 日提出

# 平成 30 年度飯塚市公共工事入札制度改正に関して

1. 総合評価競争入札の評価項目、評価基準に関するアンケート結果集約について（資料 1）

2. 郵便入札の対象業務の拡大について（資料 2）

3. 格付における主観点数項目の拡充に伴う業者の取組状況について（資料３）

# 総合評価競争入札の評価項目、評価基準に関するアンケート結果集約

（資料１）　平成31年2月1日開催
総務委員会提出資料

| 分類 | 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | | 20点満点配点 | | 意　見　集　約 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 施工計画【８点】 | 品質管理に係わる技術的所見課題（鉄筋コンクリート造建物躯体の耐久性確保について） | 品質の確認方法、管理方法等の適切度 | 品質の確認方法、管理方法等が現場条件を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか。 | | 4.00 | 8.00 | 【肯定的な意見】<br>・施工計画について課題の項目、設定、配点は、国、県も同様な内容となっていて、異論はありません。発注案件により（工期の厳しい物件、気象に左右される物件、住宅地等の静寂を要する物件、交通障害のある物件、人の往来が多い物件等）課題を設定することが望ましいと思いますし、参加業者の入札までの案件に対する工事の用意が必然的に備わると思います。<br>・品質確保は施工の絶対的な条件であり、入札前に設計図書を照査し、良品質なものを造る事前の検討として施工者として計画できるし、経験で習得した技術が提案できるので良いと思います。又、施工上の配慮も施工者の見解が予見でき、有効と思います。現状の項目、設定、配点は適切と思います。<br>【否定的な意見】<br>・評価基準による「適切で工夫が見られるかどうか」の考え方は、入札した本人や評価する者で異なると思われる。数学の答えのような明確さがない項目にしては、配点が多すぎるのではないか。入札したものが自己の配点に納得する評価者からの説明が必要で、その説明がない限り入札者は公正なものか判断できない。したがって、この配点方法は、悪い憶測を招く最悪なものである。<br>・採点方法が主観的にて不明である。<br>・施工計画について各企業が考えて提出しているが、その施工計画のどこが悪いのか？ なぜ 点数が低いのか？点数の高い企業が何を書いたから高評価なのか？評価の仕方が不透明で分かりにい。<br>・施工計画の配点比率が高すぎる、県でもそうですが予定価格の公表プラス総合評価では、このアンケートにある項目では同ランクの企業・技術者の点数は各業者間でさほど差がないと思われますので、この施工計画の評価点一つでほぼ落札業者が決まっている。この項目が一番関心がある項目で誰が評価するのか<br>【意見・要望等】<br>・どのような施工計画の内容が評価され又されなかったのか評価配点の公表をしてほしい<br>・落札者の施工計画の観覧が出来るようにしてほしい。やはり点数が高いので参考にしたい。<br>・最高点の内容などを公表してもらいたい。<br>・第三者の専門知識を持った有識者数名による委員会で先入観が入らないように業者名を公表せずに内容だけをもって公開で評価点付けるなど、公明正大に点数付けして評価したのち基準と点数の根拠を明確にしてほしい。<br>・評価基準を明確にするため、上記の評価項目の統一書式を作っていただきたい。<br>・課題は2つで良いが配点が大きすぎるかと感じます。落札後に応札業者の回答を公表し且つ、どのようなポイントを評価したのか教えて頂けるならばこの配点で良いでしょう。しかし、公表しないならば何か公表できない理由があるのではと思ってしまいます。回答を公表し評価ポイントをご教示頂ける、又はこの項目の配点は1点づつの合計2点、であるべきだと考えます。 |
| | 施工上配慮すべき事項<br>課題（工事期間中において周辺生活者に配慮すべき事項とその対策について） | 施工上配慮すべき事項の設定及び配慮方針の適切度 | 施工上配慮すべき事項の設定方法及び配慮方針が現場条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか。 | | 4.00 | | |
| 2 企業の技術力【６点】 | 工事成績評定 | 過去にしゅん工した市発注工事成績評点の平均 | 90点以上 | | 0.50 | 0.50 | 【肯定的な意見】<br>・評価基準については、飯塚市での総合評価落札方式の始まりであり、５点刻みは各業者間の工事点数に対する意識の無かった状態を考慮すると公平性が保たれ妥当であると考えています。後には工事評価点数を意識し、施工が進んでいくと思われますので、国が現在１点刻みになったように差別化が必要となり評価基準を見直すべきと思います。配点につきましても現在の配点が高いか低いかは、判断できませんが　評価基準同様の考えで現在は妥当と考えます。<br>【否定的な意見】<br>・必要ないと思います。<br>・ＪＶの場合、代表構成員のみでは小規模業者が伸びない。<br>・小企業は不利になる。<br>【意見・要望等】<br>・子の構成員も評価してほしい。<br>・その他構成員に配点がなければ、1クラスからS1になった業者は、S1になったとしても工事を受注できる可能性は低くなると思います。S1と1クラスの差が大きく開かないように、その他構成員にも何%かの割合で配点しても良いと思います。JVの代表構成員のみで工事を行っている訳ではないので。その他構成員は配点されないと理解して記入しましたが、理解が誤っていたらすみません。<br>・良施工をする企業は当然、評価が高いと思われます。もう少し配点に差を付けたが良いのではないでしょうか？<br>・ ※JVの場合は代表構成員に限る、とあるが代表構成員のみの評価は不適切ではないでしょうか、　工事は代表構成員だけで管理してるものではなく、各構成員で役割分担して全体監理してるものである。単独工事の場合は良いが同ランクで組むJVの時に、この点数の善し悪しだけで代表構成員を決める懸念が出てくる。それと年が立てば市の点数の評価基準や業者の技術力等の変化もあるでしょうから一応過去10年などの縛りを設けたほうが良いと思います。<br>・「過去」とはどのくらいの期間が反映されるのでしょうか？　例：過去10年、もしくは過去5件等　また、JVの代表以外の構成員も評価対象に加えていただきたい。配点を高くすべきだと感じます。前工事で評価された技術者は、次の工事も高品質の建物を提供する可能性が非常に高く、地域の顧客満足度にも密接するでしょう。個人的な意見として、65点未満(市町村等発注工事の実績なし)を0点/65点以上80点未満又は市町村等の発注工事の実績を有するを0.5点/80点以上83点未満を1点/83点以上86点未満を1.5点/86点以上を2点、とすべきかと思います。また、90点以上は必要ないでしょう。 |
| | | | 85点以上90点未満 | | 0.40 | | |
| | | | 80点以上85点未満 | | 0.30 | | |
| | | | 75点以上80点未満 | | 0.20 | | |
| | | | 70点以上75点未満又は他市町村の工事実績を有する。 | | 0.10 | | |
| | | | 70点未満(工事成績なし) | | 0.00 | | |
| | 安全管理の状況 | 建設業労働災害防止協会への加入の有無 | 建設業労働災害防止協会に入会(H.30.3.31時点)の有無 | 有 | 0.20 | 0.20 | 【肯定的な意見】<br>・総合評価方式による課題以前の問題として、建設業に置いて労働災害ゼロは永遠の課題であり、協会への加盟は会社としての方針の問題と考えています。総合評価落札方式に参加する程の業者であれば（有）が当然であり、（無）の場合　会社としての安全意識の欠如と言う理由で参加資格なしに等しいと考えていいと思います。<br>・安全第一を上げて施工する建設工事では加入は当たり前で、当然な評価と思います。<br>【否定的な意見】<br>・各社独自の災害防止に努力していると考えられる為、協会への加入で加点する必要は無いと思います。<br>・労働災害防止は企業の努力であり、協会への加入は不要である。 |
| | | | | 無 | 0.00 | | |
| | 同種・類似工事の施工実績 | 同種・類似工事の施工実績の有無 | 1,100㎡以上の実績が2件以上あり、かつＲＣ造2階建以上の建物が含まれる。 | | 0.30 | 0.30 | 【肯定的な意見】<br>・評価基準、配点について異論はありません。公共工事を行うものとして、安全、品質等を確保する為にはそれなりの実績、経験が必要であると考えています。評価基準を下げることは、地場企業の育成に繋がる等の誤った考えの業者がいますが、公共工事である以上は、国、県、市町村を問わず安全、品質確保の保証は必要であると思います。<br>・建設物の形状、施工条件が多種多様な建設工事では類似施工の有無は重要であると思います。配点等も適切と思います。<br>【否定的な意見】<br>・市内企業の教育面から実績を重要視すると上位企業が受注することが多くなり、不平等化が促進すると思います。<br>・施工実績として民間が多い企業は不利となり、実績が多い企業が技術力が高いとは言えない。 |
| | | | 1,100㎡以上の実績があり、かつ、ＲＣ造2階建以上の建物が含まれる。 | | 0.20 | | |
| | | | 500㎡以上の実績があり、かつ、ＲＣ造2階建以上の建物が含まれる。 | | 0.10 | | |
| | | | 上記以外 | | 0.00 | | |
| | 技術者保有者数1級国家資格等を有する技術者(3か月以上雇用している者に限る。)の人数 | 技術士、1級の施工管理技士等の人数 | 5人以上 | | 1.00 | 1.00 | 【肯定的な意見】<br>・総合評価方式の1億5千万円以上の工事を着工から竣工まで、発注者、設計者の意図を理解し、安全、工期、品質を確保し、引き渡しまでに現場の必要人員が何人いるか？当然　特定建設業の許可に専任技術者が1名。これらを考慮したところで建設業を継続していく為の1級の技術者数は、計算できると思います。2人の会社は専任1名、1級現場技術者1名外2級技術者か無技能者です。多数の1級技術者を保有している会社は、それなりの努力、経験、実績を積んでいる会社と考えています。評価基準、配点は現在のままで妥当と思います。<br>・公共工事の一定規模以上の工事では管理する品質（安全、施工品質、工程等）が多く、技術者の精神的、肉体的な負担を軽減するには複数人の配置が必要です。１級の資格者が多いということは複数人配置でも技術的な格差が少なく各人の負担が軽減されます。そのような観点からも１級の技術者が多いところが施工管理においても良施工が望めると思います。<br>・これこそ企業努力で技術者を保有してるので評価点をもっと上げるべき。<br>【否定的な意見】<br>・飯塚市が発注する工事に対して一級の技術者が５名以上要するのか、そうでなければ、企業は自己の事業上支障のない技術者数を持っていれば良いのではないか。入札する企業により異なるが2～3名程度で十分事足りる企業も多くある事を考慮して配点を決めるべきと思う。<br>・配点の点数が高すぎると思います。0.5、0.2、0.0が適切と思われます。<br>・技術者を多く雇われず、特定な業者だけが有利<br>・資格者が多ければ、それだけで技術力があるとはいえない。<br>・配点が高いと感じます。福岡県の評価項目に倣って、5人以上で0.4点/2人以上4人以下で0.2点にすべきでしょう。<br>【意見・要望等】】<br>・5人以上を3人以上にしてほしい、2人以上4人以下を2人以上3人以下にしてほしい<br>・５人以上ではなく、３人以上くらいが市内業者には妥当なのでは？ |
| | | | 2人以上4人以下 | | 0.50 | | |
| | | | 上記以外 | | 0.00 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 若年技術者の採用状況 | 近年の若年者の採用状況 | 34歳以下の技術者を平成28年度以降に採用し、雇用状況にある者の有無 | 有 | 0.50 | 0.50 | 【肯定的な意見】<br>・建設業にとって、現在の最大の課題は担い手の確保、育成であります。当然　国、県もその方向性で進んでいます。未来志向でこの若年層の技術者を採用することに対する評価は必要不可欠であると思います。評価基準、配点に異論はありません。他社の異なった意見がありましたら、将来の建設業をまったく考えていない無責任な意見と理解していいと思います。<br>・一般的に高齢化している建設業界では若年技術者の採用、育成は企業の健全継続からしたら必要不可欠だし、そういう姿勢の企業は総合的に発展意欲を持っていると思われるので適正な評価項目と思います。<br>【否定的な意見】<br>・どこの企業も従業員を常時余分にかかえていない。政府方針において、高齢者の雇用を促進する現代において、高齢者を雇用しつつ継承の観点から若年者をも採用するということは理想的に等しい。したがって、この項目において配点を取ろうとすれば、技術をもっている高齢者を解雇することになる。<br>・現在、人材不足の為、配点が高すぎると思います。0.2程度が適切と考えます。<br>・新しい技術者を育てる人もいないし、余裕がない<br>・若年技術者は大きい企業に入社する傾向にある為、小企業は不利になる。<br>【意見・要望等】<br>・34歳以下を40歳以下にしてほしい<br>・平成28年度以前から雇用している若年者が、平成28年度以降に資格取得し技術者となった場合は評価基準の対象になるのでしょうか？<br>・特に問題ありませんが、配点が高いと感じます。福岡県の評価項目に倣って0.2点にすべきでしょう。 |
| | | | | 無 | 0.00 | | |
| | 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況<br>①　ISO9001<br>②　ISO14001<br>又はｴｺｱｸｼｮﾝ21 | ISO9001又はISO14001若しくはエコアクション21の認証の取得状況 | ①及び②の認証を取得済み | | 1.00 | 1.00 | 【肯定的な意見】<br>・このISOという言葉が世に出てから３０年近くなります。標準化規格を取得することで、会社の中で技術者、工事種別、発注機関を問わず同等の品質が確保され、環境保全を継続する。総合評価方式に欠かせない評価分類であると考えます。費用、継続する努力が必要ですが、マネージメントシステムに要する負担は建設業に必要不可欠であると考えています。評価基準、配点に異論はありません。<br>・公共建設物の管理は昔は発注者主体の監視、指導でした。今の建設物は技術、使用資材の進化、多種化で発注者（管理者）だけの管理では不十分と思います。自社で品質管理・環境マネジメントシステムを確立し施工している企業の自主管理を発注者が管理する形態にしないと良施工にならないので適正な評価項目と思います。<br>【否定的な意見】<br>・飯塚市の発注する工事にこの取得がどのように影響するのか、現在取得している企業はどれだけあるのか。万が一、市の工事への影響力が少ない上に、取得企業が限られているのであれば、現在取得している企業へ特別な配慮をしていると思われてもしかたがないのではないか。<br>・認証を取得するのに小企業は費用が掛かりすぎる為、小企業は不利になる。<br>・獲得に数百万円かかり、維持するのに毎年、百万円かかるので我社には無理である。<br>【意見・要望等】<br>・この項目はなくしてほしい　もしくは配点1.00を0.50に　0.50を0.30にしてほしい<br>・①・②は市内企業には少なく配点0.25、0.5程度が適切と考えます。<br>・配点が高いかと感じます。特にISO14001は取得するのは難しい部分が多いです。ISO14001、エコアクション21を取得するために費やす会社の経費や労力を考えてほしい。しかしISOは重要な項目であることは事実なので、評価対象となるのは理解します。福岡県の評価項目に倣って、両方取得している場合は0.5点、片方のみ取得で0.3点にすべきでしょう。 |
| | | | ①又は②の認証を取得済み | | 0.50 | | |
| | | | 認証を未取得 | | 0.00 | | |
| | 企業育成<br>近年における飯塚市発注の建築一式工事の受注状況 | 本市における近年の受注状況 | 平成25年度以降に6,000万円以上の工事を受注していない。 | | 0.50 | 0.50 | 【肯定的な意見】<br>・企業の育成と平等性を考えると、この項目の配点は高くても良いのではないかと思います。<br>・もっと配点が多くて良い<br>・配点を高くすべきです。飯塚市の工事をずっと出来ていない業者へのチャンスの窓口は大きくしてほしいと願います。地場の業者を育成していくならば、2-3年に一度でも全業者に工事が回りやすくなる仕組みを考えて頂けるようお願いします。個人的意見としては、平成25年度以降受注していない場合は2点/平成27年度以降受注していない場合は1点/上記以外は０点。<br>【否定的な意見】<br>・「より多くの業者が総合評価落札方式に参加し、受注機会を得られるよう配慮するという観点から」とあるが、現実は、技術点の低い業者がたとえ最低価格で入札しても、満額で入札した技術点の高い業者に負けるということになる。企業育成どころか、強い業者のみを受注させて弱い業者を閉め出そうという方式のように感じる。<br>・適正な良品質を求める総合評価方式の観点からしたらあまり客観的な根拠がある評価ではないと思います。<br>・受注状況で配転するよりは、入札への参加を回避する方が望ましい。<br>　　例：３年連続で落札したら、１回入札に入れない、１年間は入札に入れない、など。<br>【意見・要望等】<br>・配点の0.50を1.00に　0.25を0.50にしてほしい<br>・平均的に受注出来る様、配慮する事を希望します。<br>・評価基準、配点の設定は理解しますが、総合評価方式における企業育成の受注金額は1億5千万円以上の物件に対して、総合評価参加資格金額以上が妥当ではないかと考えます。 |
| | | | 平成27年度以降に6,000万円以上の工事を受注していない。 | | 0.25 | | |
| | | | 上記以外 | | 0.00 | | |
| | 地場企業の活用 | 地場企業への下請割合 | 当該工事において、請負予定額に占める市外業者への下請予定額の割合(整数止め。小数点以下切り上げ。)が低い者から次のとおり段階的に評価<br>　市外業者への下請額割合＝(市外業者への下請予定額)／工事請負予定額×100(%) | 10%以下 | 2.00 | 2.00 | 【肯定的な意見】<br>・市内業者に請負するのは良い。<br>【否定的な意見】】<br>・入札参加資格業者が市内業者の場合、必要ないと思います。また、特殊・専門工事の場合地場企業がいない場合も考えられ、落札前から業者を選定することや、金額を予想することは期間的に不可能に近いと思います。<br>・「地場企業」が、どこまでの範囲なのか分かりにくいので評価は難しい。<br>・落札後に下請業者を決定するので、先に決定するのは難しい<br>・工事内容によっては地場企業では出来ない物もある。<br>・これはあまり関係ないと思います。建設業全般では１次、２次以下の下請業者は現状では人材不足で業者数が不足している状況です。県内を基本に交渉しないと無理です。市内の下請負い業者も飯塚市発注工事で無くても、県内各所に出向いています。一定規模以上の工事では建設業法の規定等で市内業者では対応できない場合も多く、無理に発注を要請したら業法違反になる発注形態を招きかねないので元請業者が市内業者であれば問題ないと思います。<br>【意見・要望等】<br>・10%以下を20%以下に10%を超え20%以下を20%を超え30%以下に、20%を超え40%以下を30%を超え45%以下に40%を超えるものを45%を超えるものにしてほしい。<br>・市内業者の割合が高すぎる気がします。<br>・入札後に予定業者の都合により業者の変更が行われた場合はどうなるのでしょうか？<br>・地場企業育成の観点から下請けを地場から使うのは大賛成で良い事だと思います。しかし割合で評価するのは現時点では実績で竣工時の評価点数に反映すべき事項ではないでしょうか、そうすれば業者は良い竣工時評価点が後の総合評価点につながるので自ずと地場企業比率が上がるでしょう。それに入札時の積算時点で下請け業者が割合を出せるほど決まってること自体ないし、国土交通省や国の機関が試験的にやってる施工体制確認型一般競争入札は、工種が少ない土木工事や工種が限定される特殊工事に限られている。建築一式工事などの施工工種が多岐にわたる工事では、下請け業者が多いし1次下請けでも申請時に決まってないのに2次・3次下請けまでの比率出すのは現実的ではないし無理、仮にどうしてもこの項目を設けるのであれば申請時に過大に地場下請け割合率で申請して、もし使わなかったときの罰則規定を明確化するべき。<br>・地場業者を使うのは大賛成だが、不透明な部分が多すぎます。応札段階で市外業者使用を10%以下を公言しても、落札後に予算の関係や人員配置などを理由に、応札時に公言した内容と違う内容にできると思います。配点が大きい分、この評価項目に対してはかなり細かいルール設定と透明性が必要だと感じます。また、応札時に公言した比率と違った内容になる場合は、何かしらの重大なペナルティを与えるべきでしょう。 |
| | | | | 10%を超え20%以下 | 1.50 | | |
| | | | | 20%を超え40%以下 | 1.00 | | |
| | | | | 40%を超えるもの | 0.00 | | |
| **3 配置予定技術者の技術力<br>【６点】** | 同種工事の工事成績評定 | 申請のあった同種工事１件の工事成績 | 90点以上 | | 1.00 | 1.00 | 【肯定的な意見】<br>・企業の技術力同様　評価基準については、飯塚市での総合評価落札方式の始まりであり、５点刻みは各業者間の工事点数に対する意識の無かった状態を考慮すると公平性が保たれ妥当であると考えています。後には工事評価点数を意識し、施工が進んでいくと思われますので、国が現在１点刻みになったように差別化が必要となり評価基準を見直すべきと思います。配点につきましても現在の配点が高いか低いかは、判断できませんが　評価基準同様の考えで現在は妥当と考えます。<br>・ある意味この評価が一番重要かもしれません。高評価の技術者はどの現場に行っても大半が良い施工をします。施工の良否は配置技術者で大きく変わると思います。倍くらいの評価点でも良いのでは？<br>・2-1と同じ。点数配分が高くあるべきだと感じます。また、90点以上は必要ないです。<br>【否定的な意見】<br>・JVの場合、代表構成員のみの評価では、構成員の責任感が低下しＪＶの意味がないと思います。<br>・その他構成員に配点がなければ、1クラスからS1になった業者は、S1になったとしても工事を受注できる可能性は低くなると思います。S1と1クラスの差が大きく開かないように、その他構成員にも何%かの割合で配点しても良いと思います。JVの代表構成員のみで工事を行っている訳ではないので。その他構成員は配点されないと理解して記入しましたが、理解が誤っていたらすみません。<br>・公共工事の同種工事だと大きい企業は有利となりやすい。<br>・同種工事をしてなくても民間での工事もやっているので、技術者の技術力を測ることは別である。<br>【意見・要望等】<br>・代表構成員のみでなく、その他の構成員の技術者も評価してほしい。<br>・上記、企業の工事成績評定の項目でも書いてますが、構成員の技術者も評価対象に入れたほうが良いのではないでしょうか。<br>・JVの代表以外の構成員も評価対象に加えていただきたい。 |
| | | | 85点以上90点未満 | | 0.80 | | |
| | | | 80点以上85点未満 | | 0.60 | | |
| | | | 75点以上80点未満 | | 0.40 | | |
| | | | 70点以上75点未満又は他市町村の工事実績を有する。 | | 0.20 | | |
| | | | 70点未満(工事成績なし) | | 0.00 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 同種・類似工事の施工実績 | 同種・類似工事の施工実績の有無 | 1,100㎡以上、かつ、ＲＣ造2階建以上の建物の実績がある。 | 1.50 | 1.50 | 【肯定的な意見】<br>・企業の技術力同様　評価基準、配点について異論はありません。公共工事を行うものとして、安全、品質等を確保する為にはそれなりの実績、経験が必要であると考えています。評価基準を下げることは、技術者の育成に繋がる等の誤った考えの業者がいますが、公共工事である以上は、国、県、市町村を問わず安全、品質確保の保証は必要であると思います。<br>【否定的な意見】<br>・この配点は必要ないと思います。<br>・民間でやっているので評価は難しい。<br>【意見・要望等】<br>・1.100㎡以上を300㎡以上にしてほしい。<br>・　『2-3』で書いたように企業として類似工事の実績は大事と思います。技術者としては当然経験している方が良いと思いますが『3-1』の技術者の評価の方が大事でこの配点は少し下げても良いと思いました。<br>・上記、企業の工事成績評定の項目でも書いてますが、構成員の技術者も評価対象に入れたほうが良いのではないでしょうか。 |
| | | | 1,100㎡以上、かつ、ＲＣ造建物の実績がある。 | 1.00 | | |
| | | | 500㎡以上、かつ、ＲＣ造建物の実績がある。 | 0.50 | | |
| | | | 上記以外 | 0.00 | | |
| | 配置予定技術者の保有する資格 | 技術士、1級施工管理技士等の資格 | 1級建築施工管理技士又は1級建築士 | 0.50 | 0.50 | 【肯定的な意見】<br>・総合評価方式の1億5千万円以上の工事において、参加資格は特定建設業許可、監理技術者は必要最低条件であると思います。よってこの項目は削除してよいかと思います。<br>・総合評価対象工事では業法の方で監理技術者配置（有資格者）が必要条件と思うのでこれはあまり評価しなくても良いのではないでしょうか。 |
| | | | 上記以外 | 0.00 | | |
| | 配置予定技術者の資格の保有年数<br>1級国家資格等の保有年数 | 資格の保有年数 | 10年以上 | 1.00 | 1.00 | 【肯定的な意見】<br>・評価基準、配点について異論はありません。参考として、若年技術者の育成という観点から、10年に満たない若年技術者を配置する場合、現在、国では保有年数10年以上の1級技術者が補佐するという条件で10年以上とみなすケースがあります。<br>【否定的な意見】<br>・資格の保有年数のみで点数をつけるのは問題があるのではと思います。点数は0.25、0.5程度が適切と考えます。<br>【意見・要望等】<br>・10年以上を7年以上に　3年以上10年未満を2年以上7年未満に、3年未満を2年未満にしてほしい<br>・技術者が若く資格の保有年数が短くても、能力・技術力がある方は多くいるので、資格の保有年数が長ければ良いとは思わない。<br>・技術者の経験年数と施工能力は思いのほか比例はしていないと思います。もう少し配点を下げたが良いと思います。<br>・資格の保有年数では技術力を図る指標として正確性を欠くのではないでしょうか？ |
| | | | 3年以上10年未満 | 0.50 | | |
| | | | 3年未満 | 0.00 | | |
| | 継続教育（ＣＰＤ）の取組状況 | 継続教育(CPD)単位取得状況 | 団体が定める目標単位数以上の証明有 | 2.00 | 2.00 | 【肯定的な意見】<br>・継続教育（CPD）は、技術者の技術・知識向上の為、必要な教育であると考えています。1級を取得した後、実務で多くの事を経験しますが、CPDを受講することにより尚一層の知識を得ることができ、技術者としてのグレードアップになります。時間、費用はかかりますが、時代の流れに遅れない努力は会社としても推進したいと考えています。故に評価基準、配点について異論はありません。<br>・この配点は妥当と思います。建設技術は安全面、品質面全てが日進月歩です。継続して学習、教育を受けさせる必要は会社としても実感しています。<br>【否定的な意見】<br>・技術者各自が自己の業務向上に向け各種の講習会の中から受講を選択し目標単位数を習得することは常時現場を施工管理する技術者は（1名体制）時間の制約があり困難である。この項目は大手・中堅ゼネコン向きであり廃止してほしい。<br>・配置予定技術者の採光資格の一級でも0.5点、資格の経験が10年以上あっても最高得点が1点であるのに対し、技術力を測る指標としての配点2.0は高すぎる、市は何をもってこの配点数にしたのか具体的に説明をするべきだ。<br>・必要なし。<br>・継続教育は非常に大切なので評価項目として必要ですが、配点を変えるべきだと感じます。CPDに費やす会社への経費と労力を考えてほしいです。福岡県の評価項目に倣って、目標単位数以上を取得は0.5点/50%以上を取得は0.3点にすべきでしょう。<br>【意見・要望等】<br>・配点2.00を1.50に1.00を0.50にしてほしい。<br>・配点が高い過ぎるような気がします。<br>・配点が高すぎると思います。0.3、0.6程度が適切と考えます。 |
| | | | 団体が定める目標単位数の50%以上の証明有 | 1.00 | | |
| | | | 上記以外の場合 | 0.00 | | |
| その他の自由意見 | | | | | | 【肯定的な意見】<br>・品確法は、もう10年以上前から国の機関から始まり、県、独立行政法人、市等へ推移していきました。当社も国から始まった総合評価落札方式の入札に参加し、受注の為にいろんな講習、教本、実践で勉強をしてきました。最初は受注の為の手段として考えていましたが、工事の評価点を上げる、安全重視の作業、地域への貢献、創意工夫の発案、新技術の取組等ですが、結果は技術力の向上、安全意識の向上、品質の確保、発注者からの信頼等に繋がりました。総合評価方式は国が指導し、入札方式の主流になっています。公共工事主体の当社も会社継続の為、年度当初に各発注機関の発注予定を閲覧し、年間予定を計画しますが、残念なことに過去では飯塚市の発注予定は見ますが、受注計画に入れられませんでした。抽選による受注は計画できません。総合評価方式では、技術者の配置予定ができますし、企業努力も可能です。筑豊地域における飯塚市はすべての面において、リードすべき地区であると思います。多くの分野で発展を目指す地域において、建設業に関しては、説明会では時代を感じていない意見ばかりでした。多くの業者が県等の総合評価方式に不満や不公平を発言していましたが、当社は国交省、防衛省、県等の総合評価による入札に参加していますが、発言された内容の意識はありません。田川、直方地区でも受注しましたし、不公平があれば地域性が優先されるはずです。品確法の意味を理解すれば、総合評価方式の意義が分かると思います。行政はこの方向性が正しい事であると強く推し進めていただきたいと思います。飯塚市がすべての面で発展することを望みます。<br>・官庁工事は国、県、市町村の殆どが基準発注額以上は総合評価方式と思います。担当部署の監督員が分かられているように企業により施工能力に大小、差が有るのが現状と思います。公費で建設する公共建設物は総合評価方式等の客観的な基準に基づいた適正な選定が大切であると思います。総合評価方式で高評価を得る企業も最初から優秀な評価を得ていたのではなく、建設工事の様々な要求に対応するため、安全、品質、納期等に相応の努力、精進を重ねて、現在の高評価を得ていると思います。この制度を推進していくことにより市内建設業者の施工能力の向上に繋がると思います。又、大半を占める一般の市民からしたら公費で建設する公共物には高品質、高価値観を求めるので、そのためには今の総合評価方式を充実、履行していくことでだれもが納得する確かな根拠となるのではと思います。<br>【否定的な意見】<br>・採点者の主観による部分が有り、公平性に欠ける所がある。<br>・総合評価競争入札になれば資金力のある企業が常に受注できるようになり財政の厳しい企業は受注が難しくなりいつまでも成長出来ないことが考えられると思う。<br>・今までの入札方式でなんら支障がないという話であり、入札価格はこれまでの方式より総合評価方式の方が高くなるのではないか、そうなれば市民の血税を無駄遣いしている最悪な方式である。市は、このまま総合評価方式を行うとすれば、無駄遣いではないという根拠を広く市民に知らせる責務がある。<br>・上記記載事項につきましては、弊社にとって相当企業努力及び準備期間が必要だと思います。又、平成３０年度から市は、発注する建築・土木工事において、一定以上の金額については総合評価方式による入札を試験導入すると発表しました。６月１１日には、Ｉランク以上の市内建築・土木業者に説明会が行われましたが、実施を前提とした説明会でした。業者からは、制度導入に対して多くの質問・意見が出ましが市からは、具体的な回答は得られず市役所の方々も困惑しているような印象を受けました。市は、飯塚市にあった総合評価方式の入札を行うべきだと思います。その為には、市内業者建築・土木だけではなく、電気・設備等の市内業者にも、聞き取り・意見交換会などを開き、市内業者の質問・意見等を取り入れた飯塚市独自の総合評価方式を時間を掛けて作っていただいた方がいいと思います。平成３０年６月に総合評価方式によって、立岩交流センター建設の告示がありましたが、説明会の回答も得られず行使したことは、市内業者は、市に不信感を持ったと思われます。６ヶ月では準備期間が足りなかったように思われます。従来の一般競争入札では、いけないのでしょうか。総合評価制度の是非に付きまして市は、市内業者の意見も十分に聴いていただき、入札制度に対して慎重な検討を行っていくようにお願いしたいと思います。<br>・福岡県の評価項目を参考に作成したと言われていましたが、配点がかなり操作されているような印象を受けます。本当に飯塚市に適合した総合評価入札方式の採用を強く求めます。しかし、本心は総合評価入札方式を採用しなければいけない理由が理解できないです。納得のいく説明がほしいと感じます。今回の総合評価入札方式導入により、確実に特定の業者が工事を落札し続ける可能性が高くなり、工事が取れない業者は淘汰されていきます。5年後には今の半分の業者がなくなることが予想されます。また調査基準価格を設定したことで応札業者は仕事を取ることを優先し、常に調査基準価格での応札となるでしょう。するとダンピングが起こり、手抜き工事や品質低下、下請業者への予算圧迫など様々なことが起こるでしょう。総合評価入札方式により品質が向上というのは一概には言えないでしょう。それなりの運転資金、協力業者を持っている会社でないと、品質向上は図れないかと思います。誰のために総合評価入札方式を採用するのか、地域で暮らしている方々のためだと思います。地域の人々が満足していただけるために、総合評価入札方式が必要であると感じるならば私たちも地域で暮らす市民であるので、納得のいく説明と飯塚市に適合した総合評価入札方式を考案して頂きたいと願います。<br>・当社は総合評価競争入札制度導入そのものが反対です。飯塚市においては、その導入の必要性そのものが無いと思います。総論で反対である以上、各論は記入致しません。総じて、時期尚早と判断します。<br>・以上の事から受注は限られた1社か２社に決まり、平等とは言えない。市は誰が取れるか分からないと言っているが、10回して10回ともとれる業者が決まっている。営業努力というが我社には余力はない。<br>・総合評価で高い評価を受けた業者が必ずしも、良い仕事が出来るわけではない。<br>・小企業は総合評価競争入札では、落札出来にくく、総合評価競争入札を無しとする方が良い。<br>・くじ引きであれば、小企業にも公平にチャンスがある。<br>・総合評価競争入札は、大きい企業だけが落札し易くなり、現状１～２社のみになる可能性がある。<br>・若い世代の人は起業しにくくなる。<br>【意見・要望等】<br>・入札の透明性や公正さを担保しつつ、地元業者の育成、継続的な発展が見込める方式が確立されることが、何より重要だと思います。<br>・審査項目に配置予定技術者の「ヒアリング」を取入れてはいかがでしょうか。NO.1施工計画について2項目をヒアリングを通じて配置予定技術者より口頭により更に詳しく説明することにより、内容が適切か工夫がみられるかが判断できるのでないでしょうか。<br>・市内企業の大小にかかわらず、全て市民平等と考え、市と企業の努力により結果を出していけば、市全体の向上につながると思います。<br>・透明性が保たれ、ある程度のみなさんの理解を得られる運用になることを希望します。また、運用後、改善の必要性が生じた場合には、早急に改善を行い、官民双方にとってよりよい入札が実施されることを望みます。<br>・技術力の無い会社は、格付等級のランクを下げる、又は、入札を回避する事が望ましい。<br>　総合評価競争入札に関してではありませんが、国、県、一部市町村が実施している電子入札を導入していく方向性はあるのでしょうか？現在入札公告等、市のホームページにて確認している業者がほとんどだと思われます。電子にて申請、入札をすることによってお互い労力の削減につながると思われますが。<br>　競争入札参加資格審査申請においても国、一部市町村では電子申請にて申請を行い一部書類を郵送するという流れになっております。これもお互い労力の削減につながると思われますが、導入していく方向性はあるのでしょうか？<br>・従来の入札に比べ「施工計画書」の作成等の入札準備が必要となるため、十分な準備期間を設けるとともに入札参加業者への現地説明会等の開催もお願いしたい。 |

総 務 委 員 会 資 料
平成31年2月1日 提 出

（資料2）

## 2 郵便入札の対象業務の拡大について

●平成30年度コンサル発注件数（平成31年1月1日現在）

| 分類 | 市内 | 市外 | 計 |
|---|---|---|---|
| 建築コンサル | 22 | 0 | 22 |
| 測量コンサル | 14 | 0 | 14 |
| 土木コンサル | ― | 33（13） | 33（13） |
| 内郵便 | | 23（11） | |
| 地質コンサル | ― | 8 | 8 |
| 内郵便 | | 2 | |
| 補償コンサル | ― | 8 | 8 |
| 内郵便 | | 4 | |
| 計 | 36 | 49 | 85 |

※（　）内の数字は内数で企業局分

郵便入札件数　　29件
（市長部局 18件）
（企業局 11件）

（資料3）

## 3 格付における主観点数項目の拡充に伴う業者の取組状況について

●人権問題啓発研修への参加又は実施業者数

① 市が指定する研修会への参加分

| 工種 | 業者数 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | 人権フェスティバル 10月13日実施 | サンクスフォーラム 12月1日実施 | 計 | |
| 土木Ⅰ | 2 | 5 | 7 | |
| 土木Ⅲ | | 6 | 6 | |
| 土木Ⅳ | 1 | | 1 | |
| 建築Ⅰ | 7 | 4 | 11 | |
| 建築Ⅱ | 1 | | 1 | |
| 管（水道）A | 1 | 1 | 2 | |
| 電気A | | 1 | 1 | |
| 電気B | | 1 | 1 | |
| 舗装 | 3 | | 3 | 格付無 |
| 機械器具設置 | 1 | | 1 | 〃 |
| 造園 | | 1 | 1 | 〃 |
| 解体 | 1 | 1 | 2 | 〃 |
| 計 | | | 37 | |

② 県講師団講師事業活用実施分

| 工種 | 業者数 | 備考 |
|---|---|---|
| 電気A・B | 27 | 【内2者①と重複有】 |

実施者数計 62